

「平成 29 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費」の実施について

平成 29 年 4 月 12 日
原子力規制庁

1. 背景

平成 29 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費の実施について、平成 29 年 2 月 22 日の第 62 回原子力規制委員会で指摘を受けた事業の実施体制等について、以下のように取り組むこととする。

2. 事業に係る実施体制

当該事業の実施にあたり、一部事務を外部委託する予定としていたが、原子力規制庁における事業の実施分担を見直し、全ての業務を原子力規制庁で行う。具体的には、放射線防護グループ放射線対策・保障措置課及び技術基盤グループ技術基盤課が以下の役割分担の下、連携して行う。

- ・当該事業における課題の選定、評価については、事務局として原子力規制庁放射線防護グループ放射線対策・保障措置課が実施する。
- ・委託契約・執行事務については、原子力規制庁技術基盤グループ技術基盤課が実施する。

(詳細は別紙参照)

3. 事業の公開性の担保について

本事業は公募事業として、提案者から研究計画等の提案を受け、厳正な審査を行った上で、支援対象課題を採択することとしている。採択に係る審査等についての公開の考え方については、以下のとおりとする。

① 研究推進委員会

- ・研究推進委員会における審査の透明性確保のため、審査基準については公開する。
- ・提案者の研究に係るアイデア及びノウハウに係る秘密を守る観点から、研究推進委員会に提出された提案者の研究計画書及び当該資料に基づく審査等については非公開で行う。
- ・提案課題の採択結果（採択された研究計画の概要及び提案者、提案のあった応募件数等）については公開する。

② 研究評価委員会

- ・研究評価委員会の議事及び資料等については公開する。（ただし申請予定の知的財産等、その時点での公開が不適切なものは除く。）

③ 研究者による研究成果報告会

- ・毎年度、採択者による研究成果報告会を公開で行う。